○九州地方整備局告示第百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十九日　　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号
　九州地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人長崎県住宅・建築総合センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	御所　健剛
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十四年三月三十一日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	鐘ヶ江郁雄

(2)　変更年月日
　平成二十四年四月一日

○九州地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十九日　　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号
　九州地方整備局長　10
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人佐賀県土木建築技術協会
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	内田　泰智
変更後	片岡　稔

(2)　変更年月日
　平成二十四年四月一日
四(1)　専任の管理者の氏名の変更

変更前	内田　泰智
変更後	片岡　稔

(2)　変更年月日
　平成二十四年四月六日

○九州地方整備局告示第百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十九日　　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号
　九州地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　九州住宅保証株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	三住　俊雄

(2)　変更年月日
　平成二十四年四月二十三日

○九州地方整備局告示第百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十九日　　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号
　九州地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人福岡県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	佐藤　光俊
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十四年四月三十日

官庁報告

官庁事項

緊急警報信号を使用して放送を行う基幹放送事業者等について

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条の二又は放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十二条の規定により緊急警報信号を使用して放送を行う基幹放送事業者等は、平成二十四年四月一日現在において、次のとおりである。

平成二十四年五月二十九日　　総　務　省

一　地上基幹放送

基幹放送事業者	放送の種類	使用する地域符号
日本放送協会	中波放送（総合）	地域共通符号
	超短波放送（総合）	広域符号（関東広域圏）
	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（総合）	中京広域圏
		近畿広域圏
		鳥取・島根圏
		岡山・香川圏
		県域符号（各都道府県）
	中波放送（教育）	地域共通符号
	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（教育）	